

「グループホームたんぽぽの家」重要事項説明書

〈指定認知症対応型共同生活介護事業所〉【令和7年4月1日現在】

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(鹿児島県指定第4679100190)

当事業所は利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

1. 法人名 有限会社ウィル
2. 法人所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津122番地2
3. 電話番号 0997-81-1249
4. 代表者氏名 代表取締役 木原 彩哉子
5. 設立年月日 平成16年7月28日

2. 事業所の概要

1. 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護 平成17年3月28日
鹿児島県第4679100190号
2. 事業所の目的 認知症の状態にある要介護者を、共同生活において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助することを目的とします。
3. 事業所の名称 グループホームたんぽぽの家
4. 事業所の所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津122番地2
5. 電話番号 0997-81-1249
6. Fax 番号 0997-81-1249
7. 管理者 木原 隆裕
8. 当施設の運営方針 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行い、残された能力や機能を十分に活用し自立支援を目指すケアに努めます。また地域との関わりを定期的に持ち、社会参加を通して地域と共生しあえるホームを目指します。
9. 開設年月日 (A棟) 平成17年3月28日 (B棟) 平成21年4月1日
(E棟) 令和6年3月
10. 利用定員 27名

3. ホームの概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室は、一人部屋です。

敷地面積	1181.47㎡
建物概要	A棟 構造：木造平屋建て 延床面積：275.83㎡ B棟 構造：木造平屋建て 延床面積：222.05㎡ E棟 構造：木造平屋建て 延床面積：153.95㎡
居室の概要	A棟 居室 9部屋 延床面積：12.42㎡ B棟 居室 9部屋 延床面積：9.90㎡ E棟 居室 9部屋 延床面積：7.45㎡ 居室⑦のみ9.48㎡
共用施設の概要	トイレ (3か所) 洗面所(2か所) 浴室 脱衣所 台所 玄関 リビング ダイニング
防犯防災設備 避難設備等の概要	消火器, 非難誘導灯・警報設備
損害賠償責任保険加入 先	盛保険事務所 介護保険事業賠償保険加入

◇居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定とします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定認知症対応型介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数	指 定 基 準
1. 管理者	1名	1名
2. 計画作成担当者	2名	2名
3. 介護職員	20名以上	24名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者 2. 計画作成担当者 3. 介護職員	標準的な時間における最低配置人員 早 出 7:30～16:30 日 勤 8:30～17:00 3名以上 遅 出 10:00～18:30 夜 勤 16:45～8:45

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

1. 利用料金が介護保険から給付される場合
2. 利用料金が介護保険の対象とならない場合

1. 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・ご希望により毎日入浴できます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 移動

- ・トイレ・居室への誘導、散歩等の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者が日常生活を送るのに必要な機能の減退防止のための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティサービス）を提供します。

⑤ 健康管理

- ・バイタルチェックならびに健康維持のための相談・助言等を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・利用者の趣味又は嗜好に応じたクラブ活動・レクリエーションを実施します。
- ・生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員と共同で行い家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。
- ・地域との交流を図ります。

[介護保険基本料金]

	利用料金（１日）	利用者負担金（１日）
要介護 １	7,530円	753円
要介護 ２	7,880円	788円
要介護 ３	8,120円	812円
要介護 ４	8,280円	828円
要介護 ５	8,450円	845円

- サービス提供体制強化加算2：18単位/日
- 認知症専門ケア加算Ⅰ：3単位/日
- 科学的介護推進体制加算：40単位/月
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：（介護度により変動）/月
- 医療連携体制加算Ⅰハ：37単位/日
- 医療連携体制加算Ⅱ：5単位/日
- 看取り介護加算：①死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日
 ②死亡日以前 4日以上 30日以下 144単位/日
 ③死亡日の前日及び前々日 680単位/日
 ④死亡日 1,280単位/日

[介護保険外料金]

居室費（家賃）	18,000円／月
食材料費	1,500円／日（朝・昼・夕食 各350円・おやつ150円）
水道光熱費	6,000円／月

※入居時保証金をいただきます。返還はありません。

※入居した日から30日間は、初期加算として1日につき30単位が加算されます。

※利用者が30日間を越えた入院期間が生じた場合は事務手続き上退所手続きがなくとも、退院後、当施設に再入所したともみなし初期加算を算定します（1日30単位の30日分）。

2. 介護保険の対象とならないサービス〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 理髪・美容代 要した費用の実費
- ② 日常生活上必要となる諸費用
おむつ等介護用品代 要した費用の実費
- ③ レクリエーション・クラブ活動
利用料金：材料費・入場料等の実費をいただきます。
- ④ 利用者の医療機関での受診は、原則としてご家族様の同行をお願いします。
- ⑤ 退去時の居室の補修費は、利用者・ご家族様負担となります。

6. 入居の対象者

- ① 要介護に該当し、軽度の認知症症状がみられる方
- ② 日常生活において、ほぼ自立している方
- ③ 病院・診療所・医院等の医療機関での入院・通院治療の必要のない方
- ④ 共同生活を営むことに支障のない方
- ⑤ 自傷他傷の恐れがないこと
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、重要事項に記載する事業所の運営方針に賛同できる方
- ⑦ 利用者と利用者家族が定期的に交流のできる方
- ⑧ 近隣（徳之島内）に緊急時の対応ができる関係者が1名以上いる方

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ② 共同生活が営めなくなった場合
- ③ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ④ 事業者からの退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

契約の有効期間であっても、利用者から当事業所の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業所若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷付け又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

以下の事業に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| ① 利用者が又は利用者家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれを支払われない場合
③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 利用者が1カ月以上の入院治療を要するに至った場合
⑤ 契約書・重要事項説明書の契約変更内容に同意できず、署名を行わない場合 |
|--|

3. 円滑な退所のための援助

利用者が当事業所を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| ○ 適切な病院もしくは療養所の紹介
○ 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設もしくは介護療養型医療施設の紹介
○ 各居宅支援事業者の紹介
○ その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

8. 協力医療機関

協力医療機関名	① 医療法人徳之島徳州会病院 ② 太歯科医院
診療科目	① 内科・外科 ② 歯科

9. 苦情の受付について

ホーム 苦情相談解決窓口	担当者：管理者・計画作成担当者 [0997-81-1249] 受付時間：常時
--------------	---

外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名:徳之島町介護福祉課 (住所) 〒891-7101徳之島町亀津 (電話) 0997-82-1115 (F A X) 0997-83-2784 機関名：鹿児島県国民健康保険団体連合会介護相談室 (住所) 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号 (電話) 099-213-5122 (F A X) 099-250-4307 機関名:鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室 (住所) 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 (電話) 099-286-2674 (F A X) 099-286-5554
------------------------	---

10. 事故発生時の対応

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡するとともに、市町村、居宅介護支援事業所、家族に対し、適切な措置を講じます。

11. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当事業所に残された利用者の所持品（残置物）が利用者自身引き取れない場合に備えて、「残置引取人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しに係る費用については、利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

12. 個人情報の取り扱い

- ①利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。
- ②利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

13. 高齢者虐待防止・身体拘束等排除の為の取組

- ①虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ③従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化の為の定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- ⑤ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

- ⑥ やむを得ず身体拘束を実施する場合は、以下の手続きを踏みます。

例外3原則：3つの要件を全て満たす事が必要

1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性

・例外3原則の確認手続きを「全スタッフ」で行い、記録する。

・本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等を詳しく説明し、十分な理解を得る。

・状況をよく観察・検討し、用件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する。

- ⑦ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者：管理者 木原隆裕

1 4.感染症対策

- ①事業所内で発症が予測される感染症に対し、職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。

- ②職員に対し研修並びに訓練を定期的に実施します。

1 5.業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生において、利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6.ハラスメント対策

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。

3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。又、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. サービスの質の確保の為の取組

- ① 介護及び看護の記録について、利用者又はご家族からの要望があった場合は、速やかに開示を致します。
- ② 利用者又はご家族に対する報告又は開示を行った場合は、記録します。

年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームたんぽぽの家

説明者名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

代理人（利用者家族代表・保証人）

住所

氏名